

第 2 2 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った各非公開決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3 に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）は、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、行政文書の特定に誤りがあることを前提に行った請求に対する非公開決定に係るものであり、いずれの異議申立てにおいても、本件各処分の根拠となる行政文書を求めるものである。したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過は、次のとおりである。

異議申立てに至る経過		
異議申立て①	公開請求日	平成26年10月 9日
	請求内容	26熱市第 105号（平成26年 9月 9日）特例延長通知書（以下「本件特例延長通知書①」という。）の行政文書の名称部分（以下「名称欄」という。）で、平成26年 8月 27日の請求文書（以下「公開請求①」という。）の文言では〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「本件代理人①」という。）とその業務委託を受けた復代理人で一体のものとして請求だが、通知書の行政文書の名称では「又は」のA o r Bの二社は別々のものと記述されている。A a n d Bの請求をA o r Bにした事分かるもの。 第二点目の指摘。当該通知書中段の平成26年10月10日まで期間延長した部分にはA o r Bの間違った決定でA a n d Bでの欠落したB「復代理人」の文言が欠落に。この件についても分かるもの。
	決定通知日	平成26年10月23日
	決定内容	非公開決定
	公開しない理	公開請求に係る文書を作成しておらず不

	由	存在のため。
	異議申立て日	平成26年12月 1日
異議申立て②	公開請求日	平成26年10月 9日
	請求内容	26熱市第 104号（平成26年 9月 9日）特例延長通知書（以下「本件特例延長通知書②」という。）の中で、平成26年 8月27日の請求書（以下「公開請求②」という。）の文言と相違がある事に気がついたのでこの請求に。(1) 代理人の〇〇〇〇〇〇〇銀行（以下「本件代理人②」という。）と依頼者（住民票を必要とする人）の復代理人（住民票取得代行業者）は不詳だが、この二社は一体のものとして記述の筈（A a n d B）が「又は（A o r B）」の文書特定でAのみの対応として(2) の期間延長平成26年10月10日までと通知している。本件代理人②とその復代理人（依頼者からみて）は証明書交付センターへの住民票交付申請書に名をつらねる一体のものだが、当該通知文の中段の「部分」枠では「とその復代理人」の項目無。復代理人記述が欠落した根拠の分かるもの。
	決定通知日	平成26年10月23日
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	公開請求に係る文書を作成しておらず不存在のため。
	異議申立て日	平成26年12月 1日

第 4 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

住民票の写しの取得代行において住民票記名者の代理人（金融機関）とその復代理人（広義での名簿業者）からの提出される文書は一体のはずである。そのことは、名古屋市熱田区役所へ任意提出された代理人と復代理人の個別契約書で明らかである。

しかし、本件特例延長通知書①及び本件特例延長通知書②（以下「本件各特例延長通知書」という。）の決定権者である熱田区市民課長は、本件各特例延長通知書の「公開請求に係る行政文書のうち相当の部分につき公開決定

等をする部分」（以下「部分欄」という。）において、請求者の意思を無視し行政事務上都合のいいよう代理人と復代理人を分解した通知を行っている。よって、この根拠は存在するはずである。

条例に基づく厳格な決定通知を求める。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開請求①において、異議申立人は、「本件代理人①とその業務委託を受けた復代理人が住民票の写し取得代行者として名古屋市証明書交付センターへ平成26年 8月18日から同月22日までN I S A口座開設予定者からの依頼に応じて交付申請後交付済の全件を住民票記載者の個人情報保護をして開示を求めます。」と記載しており、本件代理人①とその業務委託を受けた復代理人が並列の扱いとなっていることから、本件代理人①からの交付申請とその業務委託を受けた復代理人からの交付申請を別に特定する必要があると判断し、本件特例延長通知書①の部分欄について、「同月18日に本件代理人①から提出された住民票の写し交付申請書のうち 1件」と記載した。
- 2 また、公開請求②において、異議申立人は、「本件代理人②とその業務委託を個別契約で取り交わして住民票取付業務を再委託を受けた復代理人が存在ならこれも含めて名古屋市証明書交付センターへ平成26年 8月18日から同月22日までの 5日間に交付申請書に基づき住民票交付済の案件全部開示を求めます。」と記載しており、本件代理人②と再委託を受けた復代理人が並列の扱いとなっていることから、本件代理人②からの交付申請と再委託を受けた復代理人からの交付申請を別に特定する必要があると判断し、本件特例延長通知書②の部分欄について、「同月18日に本件代理人②から提出された住民票の写し交付申請書のうち 1件」と記載した。
- 3 異議申立人は、請求者の意思を無視し行政事務上都合のいいよう代理人と復代理人を分解した通知を行っており、この根拠を示した文書は存在するはずであると主張するが、上記 1及び 2の理由によりそのような文書は作成しておらず、文書は存在しない。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 異議申立て①及び異議申立て②の対象となる行政文書について

異議申立て①の対象となる行政文書は、行政文書公開請求書と異なる内容を特定できることについての根拠が記載されている文書（以下「本件行政文書①」という。）及び本件各特例延長通知書の名称欄に記載されている行政文書が部分欄に記載されていないことについての根拠が記載されている文書（以下「本件行政文書②」という。）であり、また、異議申立て②の対象となる行政文書は、本件行政文書②である。

3 行政文書公開決定等期間特例延長通知書について

(1) 行政文書公開決定等期間特例延長通知書（以下「特例延長通知書」という。）は、公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における公開決定等の期限について定めた条例第12条を適用した場合、その旨を通知するものである。

(2) 特例延長通知書における行政文書の名称欄には、公開請求の対象となった行政文書の名称を記入し、部分欄には、公開請求の対象となった行政文書のうち、実施機関が44日以内に通常事務に著しい支障をきたすことなく処理することができる相当の部分の名称を記入する。

4 本件各特例延長通知書について

当審査会において、本件各特例延長通知書を確認したところ、行政文書の名称欄には、本件代理人①及び本件代理人②とその復代理をそれぞれ並列の扱いとしたうえで、それぞれから提出された住民票の写し交付申請書及び個別契約書と記載されており、部分欄には、それぞれ本件代理人①と本件代理人②から提出された住民票の写し交付申請書と記載されていると認められる。

5 本件行政文書①について

(1) 異議申立人は、本件特例延長通知書①の行政文書の名称欄に記載された行政文書の名称に誤りがあり、ひいては、行政文書の特定に誤りがあることを前提としてその根拠を示す文書の存在を主張している。

(2) しかし、実施機関は、上記第5のとおり、公開請求①について、本件代理人①とその復代理人が並列の扱いとなっていることから、それぞれの交付申請に対して行政文書を特定する必要があると判断した旨主張している。

(3) 当審査会において、公開請求①の請求書を確認したところ、本件代理人①とその復代理人が行った住民票の写し交付申請に係る文書の請求であり、公開請求①について、実施機関が本件代理人①とその復代理人を並列として扱ったことに特段不合理な点は認められない。

(4) したがって、行政文書の特定に誤りがあること的前提は認められず、本件行政文書①が存在する理由は認められない。

6 本件行政文書②について

(1) 上記 3(1) のとおり、特例延長通知書の部分欄には、行政文書の名称欄のうち、通常事務に著しい支障をきたすことなく処理することができる相当の部分を記載すれば足りるところ、本件各特例延長通知書の行政文書の名称欄と部分欄は必ずしも一致する必要性はなく、復代理人の記載が欠落しているという異議申立人の主張は認められない。

(2) したがって、本件行政文書②が存在する理由は認められない。

7 以上より、実施機関が、本件各異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす実施機関の説明は不合理とまではいえず、他に存在を認めるに足りる事情も認められない。

8 したがって、本件各異議申立の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

異議申立て	年 月 日	処 理 経 過
異議申立て①	平成27年 1月29日	諮問書の受理
	3月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	4月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	5月15日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

	6月 5日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述 申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申
異議申立て②	平成27年 1月29日	諮問書の受理
	3月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう 通知
	4月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	5月15日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があ るときは反論意見書を、口頭での意見陳 述を希望する場合は意見陳述申出書を提 出するよう通知
	6月 5日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述 申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久